

記者発表資料
 令和2年7月22日
 企業局水道経営課
 電話 022-211-3417/担当 吉田,三浦
 環境生活部原子力安全対策課
 電話 022-211-2340/担当 森,須藤

宮城県企業局における放射能濃度測定の結果について

宮城県企業局が所管する物質（工業用水及び浄水発生土）に対して放射能濃度測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 測定結果

(1) 工業用水

全ての検体において、管理目標値（10Bq/kg）を下回り、安全性に問題ないことが確認されました。

(単位：Bq/kg)

採取年月日	令和2年7月16, 17日	測定年月日	令和2年7月17日	
採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム		
		Cs-134	Cs-137	
仙塩工業用水道 大楯浄水場配水池（仙台市）	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	
仙台圏工業用水道 熊野堂配水池（名取市）	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.6 未満)	
仙台北部工業用水道 麓山浄水場工業用水配水池（加美町）	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	不検出 (検出下限値 0.5 未満)	

(注) 「不検出」は、放射性物質の濃度が検出下限値または測定下限値に満たないことを指し、「検出下限値」は、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値を指します。

(記載例) 大楯浄水場配水池における放射性ヨウ素「不検出（検出下限値 0.6 未満）」の場合、採水された水道水の放射性物質濃度が 0.6Bq/kg 未満であることを意味します。

基準値…平成24年4月1日から、食品衛生法に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されたことを受けて、水道水については放射性セシウムの管理目標値として 10Bq/kg が設定されました。

(2) 浄水発生土

(単位：Bq/kg)

採取年月日	令和2年7月15日	測定年月日	令和2年7月17日		
採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム			
		Cs-134	Cs-137	Cs-134+137	
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場（白石市）	不検出 (検出下限値 7 未満)	不検出 (検出下限値 7 未満)	90	90	

(注) 1 不検出等の考え方については、上記を御参照ください。

2 環境省が策定した「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）に基づき、適切に保管・処分方法を行っています。

(参考) <http://www.env.go.jp/iishin/rmp.html#haikibutsu-gl>

※現在、浄水発生土は全て産業廃棄物として処分していますが、100 Bq/kg 以下については再生利用することも可能です。

2 測定機関 宮城県（古川農業試験場）

3 その他 過去の測定データについては次のホームページを参照願います。

- 宮城県企業局 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/housyanouindex.html>
- みやぎ原子力情報ステーション <http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>